

業務委託仕様書

1 委託業務名称

経済戦略局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託

2 委託業務内容

- ・大阪市は、大阪市旭区・今市地域の商業振興と地域コミュニティの発展、公設市場の民営化施策の一環として、国の「まちづくり会社」手法を活用し、本市などの出資のもと第三セクター「大阪市商業振興企画株式会社」（以下「商業振興企画」という。）を設立した。
- ・今般、大阪市が商業振興企画の株主として大阪市旭区・今市地域の商業振興と地域コミュニティの発展に寄与してきた役割を引き継ぐため、商業振興企画の株式売却を予定している。
- ・本業務は、本市の株式売却価格決定の参考とするため商業振興企画の株式価値算定評価を行うものである。評価にあたっては、公認会計士を業務責任者とし、「企業価値評価ガイドライン」（日本公認会計士協会）を参考に、株式譲渡価額の基礎となる1株当たりの妥当性のある株式価値を算定する。
- ・財務情報の基準日は、令和8年3月31日とする。
- ・評価の方法については、マーケット・アプローチ及びインカム・アプローチによる評価を行うこととし、本件において最も妥当であると考えられる評価法による評価結果と、その理由についても示すものとし、他方の評価結果は参考評価として示すものとする（両方の評価方法による結果を併用又は折衷することが妥当である場合、併用又は折衷も可とする。）。
- ・評価額については、レンジ（幅）で報告することも可とする。
- ・評価に当たり、商業振興企画に対してヒアリングを行う必要がある場合は、発注者を通して同社と調整の上、実施することとする。
- ・本委託業務の成果物となる株式価値算定評価報告書の作成過程において、報告書のドラフトデータを発注者に提示し、検討状況を報告すること。なお、報告の時期は協議の上で決定するものとする。
- ・契約締結後、発注者から電子メールにより以下の資料を電子データで提供することとする。評価にあたり別途必要とする資料がある場合は、随時発注者に対し要求することとし、発注者が対応可能な範囲で資料を提供する。

《当初提供資料》

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・財務諸表（個別注記表・付属明細書含む。） | 令和4～6年度分 |
| ・株主総会議案書 | 令和4～6年度分 |
| ・法人税申告書 | 令和4～6年度分 |
| ・長期シミュレーション・修繕計画表 | 令和7年9月策定分 |
- ※令和7年度決算に係る資料は、5月中旬に提供予定

3 提出書類

業務の着手時、実施中及び業務完了時に以下の書類を提出する。(電子メールによる提出可)
なお、提出書類の様式については、契約締結後に発注者より提供する。

(1) 業務の着手時に提出する資料 (契約締結後 14 日以内)

- ・ 業務実施計画書 1 部
- ・ 業務責任者通知書 1 部

(併せて、業務責任者は公認会計士である必要があるため、公認会計士の登録を証する書類を提出すること。)

(2) 業務の実施中に提出する書類

- ・ 貸与品借用書 1 部 (必要に応じて、随時)
- ・ 業務打合せ書 1 部 (必要に応じて、随時)

(3) 業務完了時に提出する書類

- ・ 納品書 1 部
- ・ 業務完了通知書 1 部

4 成果物

成果物は以下のとおりとし、その帰属についてはすべて発注者の所有とする。

① 株式価値算定評価報告書 (※1) の作成 (A4 版 コピー製本) 3 部

② 上記①の電子データ (PDF ファイル) (※2)

※1 株式価値算定評価報告書の記載内容については、「企業価値評価ガイドライン」を参考に、評価結果、評価方法、その他算定評価に必要な事項について具体的に記載すること。

※2 受注者は納品すべき成果物が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在しないことを確認すること。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。

5 成果物の納入場所及び納入期限

納入場所：成果物① 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

A T CビルO' s (オズ) 棟 南館 4 階

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課施設管理担当

成果物② 電子メールにより上記担当あてに提出

(送信先の電子メールアドレスは、契約締結後に発注者から指示する)

納入期限：令和 8 年 8 月 31 日 (月)

6 成果物の外部提供

商業振興企画については、その設立経過から独立行政法人中小企業基盤整備機構 (以下「中小機構」という。) も大阪市と同数の株式を保有している。

大阪市は、中小機構から依頼があった際には、成果物の複本並びに報告書の原稿内容を保存した電子データ (PDF ファイル) の提供に応じる方針である。

この場合において、本件業務の契約変更は行わず、また、大阪市並びに中小機構は成果物提供についての一切の費用を負担しない。

なお、受注者は、大阪市が中小機構への成果物提供を行うにあたり、大阪市並びに中小機構から成果物提供及び利用についての受注者所定の書類提出を請求することができる。

7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (2) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受注者の負担とする。発注者との打ち合わせは、オンラインで行うことができる。その場合のソフトウェアは、特段の事情がない限り Microsoft Teams を基本とする。
- (3) 受注者は、本業務の成果物について、発注者に無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (4) 業務遂行中に疑義が生じたときは、速やかに発注者に連絡し、発注者と受注者の協議のうえ実施すること。

8 担当

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課施設管理担当

所在地 : 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T CビルO's (オズ) 棟 南館4階

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるもの
いい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 業務委託仕様書の「2 委託業務内容」における株式価値算定評価

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再
委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発
注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについて
は、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が
競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者
は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で
申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超え
ることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方
式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、
書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手
方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中
の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方
が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第
16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。